

台風・地震など災害時の対応について

平素は、本校の教育活動にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

台風、地震等の災害時の登校についてご確認ください。（『山手小学校ハンドブック』にてお伝えしている内容と同じです。）

- I. 吹田市または吹田市を含む北大阪に **暴風警報または大雨特別警報が発令**されている時
- (1) **午前7時**の時点で「暴風警報もしくは大雨特別警報」が発令されている場合
◇登校を見合わせ、自宅待機させてください。
 - (2) **午前9時**までに「暴風警報ならびに大雨特別警報」が**解除された**場合
◇児童の安全に留意して**登校**させてください。
◇授業は原則として**2時限目（9：45～）**から行いますが、詳しくは『さくら連絡網』にてお伝えします。給食はあります。
 - (3) **午前9時**を過ぎても「暴風警報もしくは大雨特別警報」が**解除されない**場合
◇**臨時休校**になります。
 - (4) **授業開始後**、「暴風警報もしくは大雨特別警報」が発令された場合
◇安全が確保されるまで学校で待機しますが、学校長の判断で**早めに集団下校**することもあります。
◇授業を切り上げる際には、『さくら連絡網』を配信します。
- II. 吹田市で 突発的な**震度5弱以上の大規模地震（余震）**が発生した時
- 吹田市の「地震災害対策要領」は、以下のとおりです。
- (1) **登校前** ◇学校は**臨時休業日**の措置とし、保護者の管理下におく。
 - (2) **登校途上** ◇危険な場所を避け、安全な場所に一時避難させた後、**原則として速やかに登校**させること。
 - (3) **在校時** ◇安全な場所へ避難誘導させ、保護・監督に当たる。
◇校舎内及び校区周辺の被害状況を見届け、安全確認のうえ、**保護者に引き渡す**までは責任を持って保護・監督を継続する。
できるだけ速やかに迎えに来てください。
 - (4) **下校途上** ◇危険な場所を避け、安全な場所に一時避難させた後、**可能な限り速やかに帰宅**させ、保護者の管理に任せる事を基本とする。

III. 吹田市で 震度5未満の大規模地震（余震）が発生した時の対応

○原則として臨時休業日としない。

吹田市の「地震災害対策要領」は原則的・基本的な動きです。学校および地域の被害状況等により、児童の安全確保のうえから臨時休校の措置をとることもあります。

予測できない事態が発生する事もありますので、各家庭で状況を判断し安全確保に努めてください。普段から避難場所や待ち合わせ場所など話し合っておいてください。

※防災頭巾を持たせていただいてもかまいません。



緊急時には学校の電話はいろいろな連絡に使います。個別の問い合わせはできるだけご遠慮ください。

「警報」の発令の有無にかかわらず、非常に強い雨や風で、児童を登校させるのが危険であると判断された場合には、状況が落ち着き、安全が確認できてから登校させてください。

※この内容は学校ホームページからご覧になることができます。